

山辺町業務用封筒広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山辺町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成21年山辺町告示第38号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、町が作成する業務用封筒（以下「封筒」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2条 広告の掲載位置は、封筒の裏面で町長が指定した位置とする。

2 広告の掲載は、1業者につき封筒ごとに1枠の掲載とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、当該広告の掲載された封筒の在庫のある期間とし、期間中は掲載中の広告の取り下げはできないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、要綱第6条の有料広告掲載等申込書を、別に定める期限までに町長へ提出しなければならない。この場合において、添付すべき原稿案の作成に要する経費は申込者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第6条 要綱第8条第2項の規定によっても、なお広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、抽選によって掲載を決定する。

(広告掲載料の納付)

第7条 要綱第8条第4項の規定による広告主は、町長の指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告掲載後の不掲載)

第8条 広告の掲載後に、広告主の原因により継続して広告を掲載することが不適当と認められたときは、町長は広告の掲載を取りやめるものとし、次の各号に掲げる費用は当該広告主の負担とする。

(1) 当該広告を覆い隠すための目隠しシールの作成及び貼付に係る費用

(2) その他町長が必要と認める費用

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は総務課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

封筒の サイズ	作成枚数	広告の規格	刷色	枠数	掲載料	
					広告主の 住所又は 主たる事 務所が町 内にある 場合	左以外の 場合
長形3号	10,000枚	縦45ミリメ ートル、横90ミリ メートル	単色	4枠	30,000円	36,000円
角形2号	5,000枚	縦120ミリメ ートル、横200ミ リメートル		2枠	50,000円	60,000円